HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヨーロッパ共同体裁判所の国際法的・憲法的側面の一考察
Author(s)	深瀬, 忠一
Citation	北大法学論集, 31(3-4下), 377-408
Issue Date	1981-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16351
Type	bulletin (article)
File Information	31(3-4)2_p377-408.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

ヨーロッパ共同体裁判所の国際法的・憲法的側面の一考察

深瀬忠一

目次

一　序――「裁判官のヨーロッパ」？
二　ヨーロッパ共同体裁判所の基本的特色
三　ヨーロッパ共同体裁判所・構成諸国裁判所の判例と国際的人権保障について
(1)　共同体法をめぐる共同体裁判所と構成諸国裁判所の相互関係
(a)　共同体の高度の「法律組織化」
(b)　共同体裁判所判例の特徴
(c)　構成諸国裁判所判例の共通性と多様性
(2)　共同体における基本的人権の保障
(a)　共同体法と構成諸国憲法の保障する基本的人権との関連
(b)　共同体の人権保障の体制
(c)　ヨーロッパ人権協定と共同体法
四　結びに代えて――「ヨーロッパ統合」への役割と日本国憲法の国際協調・平和主義への示唆

一　序――「裁判官のヨーロッパ」？

「比較法国際雑誌」一九七八年特集号（同年号）は、「最高司法裁判所――比較的検討――」と題して、東西一九ケ国（州、連邦、共同体を含む）の最高裁判所を比較し、「綜合」および「理想的最高裁判所」について論じている。[1] しかし筆者は、主権国家（単一国であれ連邦であれ。また連邦国家における州についても）の国内裁判所と、ヨーロッパ共同体司法裁判所（La Cour de Justice des Communautés Européennes）とが同次元に並べられていることに疑問をもった。後者は、ヨーロッパ共同体加盟の諸（主権）国家を超えた国際的裁判所であって、そこに構造・権限・性格・機能上に重要な相違があるのではないかと思われるからである。

また、ヨーロッパ共同体司法裁判所元長官R・ルクール氏の執筆した「裁判官のヨーロッパ」[2]は、同裁判所がその判決を通じてヨーロッパ統合のため重要な機能を果していることを体系的に論じており、同裁判所のヨーロッパ地域国際社会の法的組織化に独自の寄与をしていることが、著しく筆者の注意をひいた。ヨーロッパ共同体加盟諸国は、夫々相互に異なる多様な憲法・国内法体系、裁判制度、国際法・国内法抵触規制[3]方式をめぐる関連判例・学説等をもっているのであるから、共同体裁判所が「ヨーロッパ法」[4]を解釈・適用し執行せしめる諸判例[5]は、国際法と憲法との中間ないし関連領域の問題であり、また加盟諸国の比較法の観点からも、極めて興味深い諸問題を提示しているというべきであろう。

さらに、ヨーロッパ共同体加盟諸国は、現在までにすべてヨーロッパ人権規約を批准・実施[6]しており、また、ヨーロッパ共同体司法裁判所自体が「ヨーロッパ法」を適用するにあたって基本的人権を保障する機能[7]を避けられないものとしていることが、両々相俟って、共同体およびこれら諸国における人権保障の制度と実際が先進的な実績を着々積み重ねつつあるように思われるのである。

小稿は、以上のような問題点を含むと考えられるヨーロッパ共同体司法裁判所の法理的問題点を検討して、同裁判所の「ヨーロッパ統合」に向う司法的機能を国際法と憲法の両側面にわたり「複眼」的に観察し、とくに国際的人権保障機能との関連に注目しつつ、その特色を明らかにするとともに、日本国憲法の国際協調・平和主義に対して示唆するところを探りたいと思うのであ

る。

小山昇先生（また夫人）に私は、一九五六年北大に助教授として赴任以来二〇余年、とくにフランス法研究・日仏文化交流について、またファカルテイ・メンバーの後進として、多大の御指導・教示・鞭撻をいただいた。ここに、まことに小論ながら、急ぎ稿を草して(8)献呈し、深い感謝の意を表させていただきたいと思う次第である。

（1）P. Bellet, A. Tunc, A. Touffait et als., La Cour judiciaire Suprême, Une enquête comparative, Economica, 1978（一冊の単行本にまとめられた出版）。A・タンク教授が、冒頭の「綜合」および「結論としての理想的最高裁判所」を執筆。英・米・カリフォルニア州・ルイジァナ州・カナダ・ケベック州（控訴院）・日・スエーデン・ノールウェー・フランス（破棄院、国務院、両院比較）・ベルギー・オランダ・伊・西独・スイスの各最高裁判所、ヨーロッパ共同体司法裁判所、ソ連・ポーランド・ユーゴーの各最高裁判所が扱われている。

（2）R. Lecourt, L'Europe des juges, Bruxelles, Bruylant, 1976.

（3）M. Lagrange, Du conflit entre loi et traité en droit communautaire et en droit interne, Rev. trimest. de droit européen,「1975, no. 1, p. 44—52.

（4）P・ペスカトール著、小田滋監修、大谷良雄、最上敏樹訳、EC法——ヨーロッパ統合の法構造——有斐閣、一九七九（原本一九七二）年、第四章は「ヨーロッパ司法権の出現」（第二節「共同体判例法のダイナミックな性格」）を論じている。ここに、本訳書および小樽商大・大谷良雄教授の教示・御親切に負うところが多いことを記して、謝意を表する。

（5）J. Boulouis et R.-M. Chevallier, Grands arrêts de la Cour de justice des Communautés européennes, t. 1, 2e éd., 1978, L. J. Brinkhorst & H. G. Schermers, Judicial remedies in the European Communities, a case book, 2 ed., Kluwer-Deventer, 1977.

（6）野村敬造、基本的人権の地域的集団的保障、有信堂、一九七五年。高野雄一、国際社会における人権、岩波書店、一九七七年、一九六—二七九頁。芹田健太郎、ヨーロッパ人権委員会の活動とその性格、上下、法学論叢七九巻一・二号。同、憲法と国際環境〔改訂版〕、有信堂、一九八〇年、一八四—一八九頁、参照。

（7）G. Cohen-Jonathan, Les droits de l'homme dans les Communautés européennes, in Recueil d'études en hommage à Charles Eisenmann, Cujas, 1977, p. 399—418, du même, Droits de l'homme et pluralité des systémes euro-

péens de protection internationale, rapport, Revue des Droits de l'Homme, 1972, no. 4, p.615-649 et cf. p.651-672; J. V. Louis, Droits de l'homme et élargissement des Communaute's européennes, ibid., p. 675-694, cf. p. 695-703; A. Drzemczewski, The domestic status of the European Convention on human rights : new dimensions, in Legal issues of European integration, 1977/1, Kluwer, p. 1-85.

(8) 小稿のテーマは、ヨーロッパ共同体および構成九ケ国の条約・憲法・法制・学説・判例・慣行にまたがる厖大な研究を要するが、筆者の余猶・能力の不足から小稿では、到底第一次資料および関連文献に十分あたることはできなかった。ただ当然のことながら、引用文献の根拠は明記しておいた。したがって本稿は、序（試）論としての基本的問題についての素描的考察であり、精査・補正を要する点が多い。

二　ヨーロッパ共同体裁判所の基本的特色

以上「序」の問題意識のもと、次項**三**での検討を進めるに先立って、必要な限度において、共同体裁判所の基本的特色を概観しておく。これらの問題には、周知の点が多いから、A・トゥフェの簡にして要をえた論文[1]に主として依拠しつつ、最低限の叙述にとどめる。

1　**小史**　一九五〇年五月のシューマン・プランによれば、当初から裁判所は予定されていなかった。しかしCECA（ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体）の裁判所が、西ドイツ政府により（国内法秩序と同様の法律的保障なしにヨーロッパ統合は認められないだろうとの理由）の要請に基づいて、一九五二年一二月、ルクセンブルグに設置され、一九五八年にはCECA・CEE（ヨーロッパ経済共同体）・CEEA（核エネルギー・ヨーロッパ共同体）共同の裁判所としてのヨーロッパ共同体裁判所となった。一九七二年、従来の構成六ヶ国が九ヶ国に増加、九人の判事と四人の総括弁護人（アッヴォカツエネラル）[2]となって今日に至る。実績について、一九五四年に二件の判決しか出なかったが、一九六〇年一九、一九六五年五二、一九七〇年六四、一九七五年七八の判決を下し、一九七七年六月一五日までに、総計八四〇件の判決を言渡している。

2　**役割、位置、目的及び権限**　共同体裁判所の本質的役割は三共同体条約夫々に同様の規定があり定められているが、それは、共同体条約およびその執行規則（共同体の基礎法および派生法ともいわれ、小稿で「共同体法」という場合、通常、両者を含めて呼称する）の解釈および適用において「法の尊重を確保」することである。

共同体構成諸国の国内裁判所との関係は、形式的・機関的な階層制（連邦国における連邦最高裁判所が州裁判所に優位するといった）をなすというよりは、むしろ共通の目標を追求する

ための協力の原則に基づいているが、共同体法が国内法に明確に優位するという規範的階層制によって共同体法秩序が確保されている。

この共同体裁判所は「連邦制の前段階」(pré-fédéral)であり、共同体法が国内法と国際法との「中間」(mi-chemin)に位置しているから、その目的とするところは次の四点に要約される。

a　共同体法を九つの構成諸国において統一的に解釈し適用すること。

b　共同体法を国内法のあらゆる規範に対し優位させること。

c　共同体諸機関の行為の合法性を統制すること。

d　共同体条約の制定者が欲したところの共同体の制度的均衡を維持すること。

共同体裁判所は列挙された権限(compétence d'attribution)をもつにすぎず、共同体にかかわる事案についての共通法の裁判官(juge de droit commun)は国内裁判官(juge national)である。共同体裁判官が共同体の公的秩序の争訟について決定する排他的権限をもつとしても、私的秩序の共同体的争訟については国内裁判官の権限外の限度においてのみ権限をもつ。

共同体裁判所は争訟事項について原則として一審かつ終審裁判所である(例外としては、CECA条約一八条の仲裁委員会の破棄裁判所的権限をもつ)。

3　**任務**　任務のうち、裁判的権限は、次の四つに分類される。

a　合法性(レガリテ)の訴訟　①理事会および委員会の義務的拘束力をもつ諸行為の合法性の統制(構成国、理事会あるいは委員会または一定条件下で個人の出訴に基づく)。各当事者は共同体規則にかかわる争訟においてその不適用を争って行為の非合法性を裁判所に提訴できる(3)(CEE条約一七三・一八四条)、②国内裁判所は共同体裁判所に対し共同体諸機関の行為の有効性(ヴァリディテ)についての先行訴訟の判決を求めることができる。これに関し共同体裁判所は共同体の諸行為の有効性について共同体条約、法の一般原則および国際公法にそくして審査権をもつ。③理事会または委員会の不作為に対し、構成国またはCEEの他の機関またはCECAの企業の欠缺の訴訟(recours en carence)に基づき、裁判所が制裁を加える(CEE一七五条、CECA三五条)。

b　構成国の義務不履行(マンクマン)の訴訟　共同体裁判所は、委員会または構成国が条約上課せられた義務を履行しない他の国に対し提起した義務不履行確認の訴訟につき判決できる(CEE一六九・一七〇条)。これに対する裁判所の判決は純然たる宣言的なものである。その他、CECA八八条参照。

c　解釈の先行的決定権限　国内裁判所は係属した事件の中で提起された共同体法の解釈の先決問題について共同体裁判所に提訴し(場合に応じ)得またはすべきである(CEE

一七七条)。この手続は、共同体法について抽象的な解釈を決定する共同体裁判所と当該事件を具体的に解決する国内裁判所との緊密な協力によってなされる。

d　完全管轄訴訟(プレーン・ジュリディクション)　①CEE一七二条により、理事会の規則は、その規則により規定された制裁に関して共同体裁判所に完全管轄権限を帰属せしめることができる。この訴訟手続は、委員会によって条約の競走規則に違反したと断ぜられた企業に対しても開かれている。②共同体に対して提起された非契約責任訴訟(レス・オブリガテ・ノン・コントラクチュエル)についても判決する(CEE一七八条)。③共同体とその職員との間のあらゆる紛争につき判決する。以上の訴訟については、共同体裁判所が受理した以上(「訴訟の明白な不受理性」原則に基づき、共同体裁判所書記官および裁判所長官(判定を求められた場合)が提訴事案を選別するが、実際上不受理となったものは極めて少ない。ただし、人権侵害を理由とする提訴は裁判所の管轄下にある訴訟の形式的類型に明示されていないので、問題が残されている。後述)判決を下す義務がある。

4　**裁判官等**　共同体構成九ヶ国から一人づつ計九名の判事および構成四「大」国(仏独伊英)から一人づつ計四名の総括弁護人が、六年の任期で、構成国政府の会議により(それらの国で最高の裁判的職務を遂行できる識見を有する著名な人物が)任命されている。これら判事・総括弁護人は完全に独立した地位を認められ、また年齢の制限はない(実際上、平均年齢六五歳、通常二任期一二年勤めている)。その他弁護士、書記官等(略)。

5　**運営手続**　裁判所は全体会議(通常の形態。定足数、判事七名、総括弁護人三名。定足数が多いのは、各国の異った法体系が反映される必要に基づく)および二つの部会(四判事、二総括弁護人が所属)で構成されているが、原則事項の決定および判例の統一が問題となる場合は全体会議で決定される。書面審理および口頭審理(聴問報告の朗読により開始、当事者に実際上報告は通知される)の二段階に分れる。全当事者が参加して討議し、職権尋問もなしうる。口頭審理は、公開で、実際上一回で終るのが普通である。裁判長は事案を受理後それを一判事に託し、予審が必要かどうかを報告させ、裁判所が必要とする場合は同判事が予審手続を進め聴問報告および判決案を作成する。総括弁護人は「全く公平かつ全き独立性をもって」事案に対する(事実・法律問題にわたる)結論を公開法廷で陳述し、それが口頭審理段階の最後となる。その後判事のみの審議(秘密)が行なわれ、判決は過半数で決定され、判決文は判事(報告者とも)無記名(アノニーム)、判事個人の反対意見もなく、裁判所全体の権威を明らかにするとともに各判事の出身各国政府に対する独立性を強めようとしている。これら審理手続の長さは、実際上、先決訴訟においては平均五ヶ月強であり、直接的訴訟は平均九ないし一〇ヶ月である。

6　**判決**　実体について、取消訴訟に対しては、裁判所は争

われている行為を取消すか維持するか、どちらかを判決する。完全管轄訴訟については、取消、維持または修正をなしうる。裁判所が解釈判決または有効性の審査の判決をした場合、構成国内裁判官は共同体裁判所の決定に事件につき（a quo）拘束される。

判決形式について、判決理由は比較的長い。事実と当事者の主張の結論および法律論の部分（attendu ではじまり、理由および主文）に分れる。裁判所は通常の場合、一切当不当の判断を避けている。これに対し、共同体の諸目標（フィナリテ）の明確化（デフィニシオン）においては大胆な態度を示している。例えば、共同市場内における労働者の自由な交流の基本原則や彼等の社会的保護といった目標が、共同体裁判所の社会法関係判例に行きわたっている。そして、判例のなかには明示的に政治的考慮があらわれていることはないにしても、共同体裁判所は「共同体の統合が最も効果的に促進されるような解釈方法を好んで採用している」。

判決全文は、総括弁護人の結論とともに、共同体裁判所の責任において「判例集」に収録し公表されている。

以上の要約のみをもってしても、興味深い基本的特色がかなり示されている。(4) これをさらに掘下げて、所期の問題の検討を進めることにしよう。

（1） A. Touffait, La Cour de Justice des Communautés Européennes, in La Cour Suprême, op. cit., p. 363—372.

（2） 大谷良雄、ヨーロッパ共同体裁判所における Avocat général の機能、小樽商科大学・商学討究二八巻二号（一九七七年）一—一二頁をみよ。

（3） 近藤昭三、欧洲共同体司法裁判所における取消訴訟、石崎政一郎先生古稀記念論文集、現代ヨーロッパ法の動向、勁草書房、一九六八年、一六九—一九〇頁。F. Rivero, Vers un droit commun européen :nouvelles perspectives en droit administratif, in Cappelletti, New perspectives for a common law of Europe, Sijthoff, 1978, p. 389—406.

（4） P.H. Teitgen, Droit institutionnel communautaire, Cours de Droit, 1977—78 ほか、深瀬・中村、フランス公法最近文献覚え書き、北大法学論集二九巻二号（一九六八年）一九九頁、三〇巻四号（一九八〇年）一六〇—一六二頁の主要文献参照。

三　ヨーロッパ共同体裁判所・構成諸国裁判所の判例と国際的人権保障について

さて、共同体において共同体法が支配するための共同体裁判所の裁判官達の役割および共同体構成諸国の裁判官達の態度の基本的動向を概観するとともに、共同体内の諸国国民の権利および基

本的人権が――とりわけヨーロッパ人権規約の国際的人権保障および共同体構成諸国憲法の人権保障との関連において――どのように保護されているのであろうか検討しよう。

これらの重要な問題点について、明快かつ共同体――さらにはヨーロッパ統合――への理想を強く志向するペスカトールの諸論文を出発点として、考察を進めたい。

(1) 共同体法をめぐる共同体裁判所と構成諸国裁判所の相互関係

(a) 共同体の高度の「法律組織化」

ペスカトールは、従来の国際政治（諸国家の政治的裁量行為により広汎に法の羈束を免れる）はもちろん、国際条約（例えば国際関税貿易協定）や国際機関（国際連合、国際司法裁判所等）に比べて、共同体制度が高度の「法律組織化」を遂げ、したがって共同体裁判官の役割が大きいことについて、要旨次のように述べる。(1)

共同体制度が「従来通りでない」のは、まず、「奇蹟的」とでもいうべきことであるが、国際関係の歴史上最初のこととして、多数の国家がそれらの相互関係を断乎として共同の諸制度の枠内に置いたこと、また、「第二の奇蹟」ともいうべきは、法の領域において、独立の裁判官に信頼を置いたこと、さらに「第三の奇蹟」ともいうべきは、諸国の国内裁判官と共同体裁判官との直接的なコミュニケーションを可能ならしめたこと、である。

そのように、共同体の共通の諸制度中とくに共同体裁判所の独立した判事達が、共同体法の解釈・適用において構成諸国の国内的裁判官のそれと直接的な連携をもち、かつ前者が、共同体の諸行為の「合法性のコントロール」を任務とし（共同体条約一七三条）また共同体法の優位を確保することによって、共同体における合法的秩序の保障がはかられている（構成諸国の憲法秩序において、それぞれ、「共和国的合法性」とか「法の支配」とか「法治国家」といった表現に違いはあれ、それら国内憲法的な合法的秩序の発想が実質的に共同体秩序に組み込まれた）ことは（とりわけ「先行訴訟」の発明により）、国際的組織としては従来にない新らしい類型の体制であり、高度の「法律組織化」を整備したものというべきである。しかしその際、筆者のような憲法学者にとってとくに注目されるのは、そのような共同体の裁判官と構成諸国裁判官（各国憲法・実定法・法理論ないし文化において、夫々相互に――共通性と同時に――深い相違のある各国国内裁判

官）において、共同体法秩序の形成に対する態度・形態において――また国毎に――重要な相違がありはしないか、その動向および調整はいかになされているかということである。

（b）共同体裁判所判例の特徴

まず、共同体裁判所の対応・判例の動向[2]について、その権限を積極的に行使する傾向が指摘されているが、そのこととともに、それらが「裁判官政治（グベルヌマン・デ・ジュジュ）」の弊に陥ることがないか、検討を要するところである。

共同体裁判所が、共同体に委ねられた諸目標の実現のため負託されている基本的任務は「法の尊重」を確保し（共同体条約一六四条）、共同体の「合法性」遵守の番人となること（同条約一七三条）であるが、裁判所は多くの機会に「自からの役割（コンセプション・オン・ロール・ユニ）について拡大・強化（フォルトドッシン・ロール）の考え方」を打出したといえよう。その動向が次のような仕方でなされていることが注目される。

1　裁判所の任務として「尊重」を確保すべき「法」の「諸源泉」について、また、その番人とされている共同体の「合法性」の内容を規定するにあたって考慮すべき諸要素の選択にあたり、「大きな自由」を示している。すなわち、法文に狭く閉じ込められるのではなく、「法の一般原則」（構成諸国が属している法的文明の基礎にあるところの秩序・正義・理性といった観念の共通の基盤（コモン・ベース）をなす）に訴えることが多く、また、共同体の市民の基本的権利の保護の明確化に道をひらく（後述）、等によって。

2　裁判所は共同体法が「有益な効果」をもつ場合、それを承認（否定を拒否）する傾向を示してきた。例えば、具体的規整方式が制度上明確にされていない場合に、共同体法から派生する法的行為についても個人が裁判所に出訴する可能性を確認するなど。

3　裁判所の判例の「建設的態度」として、「体系および構造の議論」に屢々訴え、共同体の法秩序の一貫性（コヒジョン）・制度の構造・その相互関係と均衡といった問題に表明される「深い論理」によって共同体が建設されていることを論ずることによって。[3]

4　裁判所の判例における「目的論的考察」、すなわち、共同体に期待された諸目標の考慮――関税同盟、取扱いの平等（トレートマン）、商業・移動の自由、構成諸国の連帯の観念、経済的・法律的統一を志向する希求――によって、共同市場の実行のための経済的・財政的・社会的諸問題の多くを首尾一貫した視野のもとに解決している、といわれる。

ところで、このような共同体裁判所の判例における積極的傾向は、政治的に独立（無責任）の判事の政治的統治＝「裁判官の統

治」（一九三〇年代前半、三七年までのアメリカの最高裁判所のニューディール社会・経済立法に対する、伝統的観念による数多くの違憲判決や、第二次大戦後のインドの最高裁判所の多くの保守的違憲判決等）ではないかが、当然問題となろう。この問題について、次のような弁明[4]がなされている。

共同体裁判所の判決は、判決理由を公表する義務があり（共同体裁判所規則三四条）、したがって判決に対する被治者の批判や統制を可能ならしめ、判決の不当な拡大を抑制しうるほか、とりわけ、共同体の機能の実態が動的で進化的な性格をもつ点において、国内裁判所と同一視しえない特色あることが指摘される。

すなわち、共同体の立法者は主として理事会であるが、種々の困難があり、共同体法・規則において立法の遅延や欠缺が少なくないが、しかも解決すべき問題や事件が発生して共同体裁判所に提起される。裁判所としては、それらを解決してゆかなければ共同体の存続を維持できないような事態に直面するので、立法上の欠缺や不備を補充し、「共同体の法秩序の本質的基盤」に遡って考慮する必要が生ずるわけである。したがって、国内裁判所が政治権力のもと立法を整備し解決の準拠を示されるのと基本的に異なり、共同体構成諸国により受容された諸目的を達成するため共同体法立法者（その意思形成に多大の難問がある）や執行者と並んで、「高度に進化的な機能を示す」共同体制度の中心に位置づけられている共同体裁判所としては、共同体がその任務を実現してゆくべきである以上、動的・弾力的にその判例を形成してゆかざるをえないのである。それは、ニューディール違憲立法違憲判決のような伝統的固定概念による反動的役割とは「逆の」、進化的・動的な共同体の要請に適合する役割を果すといわねばならない、とされる。

別稿で検討[5]するように、共同体の立法権（主として理事会、委員会が発議・関与。ヨーロッパ議会は主として諮問機関）・執行権（委員会が共同体固有の執行権ととらえる説あり）については、国内的議会・執行府（大統領・政府）とは基本的に異なり、理事会・委員会が構成諸国の利害・主張の相違による困難を調整・解決する必要を生ずるという固有の特殊な国際的問題があり、共同体条約の基盤はあるにしても、立法的に遅延・欠缺・不備を生ずることはたしかである。

しかし、この難点を、ペスカトールの言うように共同体裁判所の積極的姿勢・判例により克服するという方向は、やはり、「ヨーロッパ統合」（超国家的国際機構の確立）あるいは「ヨーロッパ共通法」の形成を志向する司法政策を意味するのであって、超国家機構に反対し国家主権に固執する例からいえば「裁判官の政

治」として批判が向けられざるをえないところであろう。すなわち、共同体裁判所の判例の積極主義と消極主義は、「ヨーロッパ統合」か各主権国家の自主（多様）性尊重か、という基本的対立に帰するところに、まず、独自の特徴を看取しうると思われる。

（c）構成諸国裁判所判例の共通性と多様性

共同体構成諸国の国内裁判所は、共同体法に対してどのような態度をとり判例を出しているか、次に問題とならざるをえない。この点、共同体裁判所が終始一貫明確な教説（上述(b)）を維持しているのに対し、諸国相互間に共通したものもみられるが、むしろ夫々各国独自の――相互に重要な相違のみられる――対応があり、また共同体法に対し消極的な態度を示すものがあって、複雑な実態を示している。まず協力的傾向について。

共同体法に有利ないし理解ある構成諸国裁判所の判例は多い。共同体法の特殊性、国内法への直接的効力、共同体法の優位、共同体内における商業の自由・競争・社会的平等に関する権利等について、各国内裁判所自身により、あるいは「先決手続」による共同体裁判所に提訴する各国裁判所の事前の行為において、共同体法に対する理解ある共通の態度がみられることはたしかである。

ところが、構成諸国の憲法・実定裁判制度[6]、判例、法理論ないし伝統の相違に由来する、共同体法に対する控え目ないし消極的あるいは抵抗的態度もみられ、多様な法理論の展開が存在することを検討すべきである。全貌の詳細な研究は小稿のよくするところではないので、共同体法の優位性に関連して、簡潔に重要な例のみを概観[7]するにとどめる。

1　**オランダ**および**ルクセンブルグ**においては、共同体法の優位は、国際法の優位と同様に、確固として認められている。

オランダにおいては、憲法上の明示の規定によるものである。とくに同憲法（一九五六年改正）六五条の条約の公布による国内法的直接効力を生ずる規定、および六六条[8]の「王国内において効力をもつ法規は、もしその適用によって、その法規の制定の以前にであれ以後にであれ施行された条約の――何人に対しても拘束力ある――規定と抵触する場合には、適用されることはない」との条約優位の規定が明確である。

ルクセンブルグにおいては、共同体設立以前の判例法に基づいて条約および共同体法の優位が明らかである。

2　**ベルギー**においては、従来の判例は法律の条約違反性の審査に否定的であったが、最近の破棄院判決（一九七一年五月二七日、Etat belge c. Fromagerie Franco-Suisse Le Ski 事件[9]）以来、条約の優位、いわんや共同体法が国内法に優位す

ることは――たとい後法であっても――判例法上承認されるようになっている。

3　**西ドイツ**においては、基本法二五条が「国際法の一般原則は、連邦法の構成部分であり、法律に優先する効力を有し、連邦領土の住民に対し直接に権利と義務を生じさせる」と規定しているが、学説上解釈に争いがある。[10] 判例上、連邦憲法裁判所一九六七年一〇月一八日決定において、共同体法につき「個々の構成国の公権力に対して自主的かつ独立の新しい公権力が創設されたのであるから、したがって、（共同体の）法規則は構成国の批准行為を必要とすることなく、また、構成国によって無効とされることはありえない」と判旨し、共同体法の国内的効果に有利な解釈を示している。連邦財政裁判所は一九六八年七月一〇日判決（Neumann 事件）において「EEC条約によって、構成諸国は、限られた行動範囲においてではあるが、新たなかつ自主的な主権的権力の主体を創り出した。構成諸国がこの新しい主権的権力の下に自国の領域をおいたという事実から、その制定する（共同体）法は国内法にも効力をもつ」と判旨し、共同体法の自主性と直接的効力を承認するかにみえる見解を示したが、しかし、同判決はまた、「共同体法はその成生においてはヨーロッパ法に、その適用については構成国法に属する」とも言っており、疑問[11]を残していた。

なお、基本法二四条が「連邦は、法律によって、その諸高権を国際機関に移譲することができる……」と規定しており、まさに、ヨーロッパ共同体加盟による西独の主権的権力の一定部分を移譲することは、基本法が予定したところといえよう。ただし、「如何なる範囲で」この主権的権力を基本法の枠内で移譲しうるかという重要な問題[12]が残されている。ヨーロッパ連邦への主権移譲や、西独の権力分配構造の改変や基本法上の基本的人権の本質的内容を明白に侵害するようなことは認められないと解される。ヨーロッパ法の直接的効力と優位性の要請と、西独基本法上の基本的人権の保障との衝突――共同体裁判所と西独裁判所とくに憲法裁判所の関係――が問題となりうる所以である（後述、フランクフルト行政裁判所一九六八年五月二八日判決以降の一連の判決、憲法裁判所一九七四年五月二九日判決等）[13]。

4　**フランス**においては、憲法の条文上は条約の国内法的効力およびその優位性について明らかに有利な規定がみられる。第五共和制（一九五八年）憲法五五条は「正規に批准され又は承認された条約又は協定は、他の当事国によっても適用されるという留保のもとに、その公布の時から法律の権威に優る権威を有する」と規定している。

共同体法がそれ以前の国内法に優位する原則は判例上も争いがない。[14] しかし、国内後法について学説・裁判上考え方が分れている。破棄院を含めて司法裁判所が憲法五五条に従って明確に共同体法の優位を認めているのに対し、[15] 国務院一九六八年三月一日判決は「黙示的に（共同体法の優位による国内後法律の

適用拒否を明示せず）しりぞけた」[16]とみられている。

憲法院の一九七五年一月一五日判決[17]においては、憲法五五条の条約優位原則の尊重を憲法院が確保すべきことを意味するものではないと判旨しているが、「裁判（デニイ・ド・ジュスティス）の拒否」になるとの厳しい批判[18]がある。其後、結局、破棄院においては、下級審司法裁判所の判断を支持して、共同体法の直接的適用性と優位性を改めて明確に適用している[19]。

5　**イタリヤ**においては、判例に動揺がみられる。憲法裁判所はまず、一九六四年三月七日判決（Costa c. ENEL 事件）において共同体法の優位性を拒否した（国際―国内法二元論の影響が指摘されている）。其後、一九六九年六月三〇日判決により共同体規則は州（レジオニ）法律に優越すると判旨している。破棄院は、共同体規則は国内後法に優位しないとした判決（一九七三年六月二七日）もあるが、逆に、共同体法の優位を認める判決もある（一九七二年六月八日判決。ペスカトールは、下級審裁判所の方が共同体法に対して開放的と観察している）。

結局、憲法裁判所は、一九七三年一二月一八日判決において、詳細な理由に基づき、二元論的見解をしりぞけ、また当時支配的だったイタリヤの行政慣行を否認して、明確に共同体法の優位と直接的効力を認めたという観察がある[20]（ただし、憲法上の基本的人権侵害の共同体法の効力を拒否しうるかの問題が残る。後述**III**(2)(a)）。二年後の一九七五年一〇月二二日の憲法裁判所判決も、この立場を確認し、かつ、共同体法と法律との抵触についての判断権限は憲法裁判所にのみ属すると判旨[20]しているという。

6　**イギリス**においては、条約は国会制定法の制定をまって国内法的効力を有するという二元論の伝統があり（一七世紀の憲法抗争の結果確立）、また国際慣習法は国会制定法および最高裁判例に違反しないかぎりにおいてのみ国法の一部として承認され、後に締結施行された条約と抵触する国会制定法ないし確立した裁判例についても裁判所は後二者を優先適用すべきものとされる。しかし、通常の場合裁判所は条約上の義務と矛盾しないよう国法を解釈している。

ところで、共同体法（ローマ条約、共同体機関の制定法規、共同体裁判所の判例に発する）は、通常の条約とは全く趣きを異にする「特別法」（lex specialis）であり、二元論的な考え方は適合的ではなく、ローマ条約の諸目的達成のため創設された自立的・固有の最高性をもつ法秩序であり、それはイギリスを含めた構成諸国の国内法体系に深く浸透することが予定されている。学者のなかには、イギリス国会はその立法権の一定のものを共同体機関に移譲した、裁判所もそのような新しい法秩序の意味するところを理解すべきだとするものがある[21]（F.D.B. Mitchell）。

一九七二年の国会制定のヨーロッパ共同体法律（European Communities Act）の二条一項は次のように規定している。「（共同体諸）条約によりまたはそのもとに時に応じ創設されま

たは生起するところのすべての権利、権能、責任（ライアビリティズ）、義務および制約、および条約によりまたはそのもとに時に応じ規定されるすべての救済および手続は、条約にしたがって（as in accordance with the Treaties）連合王国内においてそれ以上の法制定行為により法的効果を与えられまたは用いられることなしに、法において承認され援用可能であり（recognized and available in law）、執行され（enforced）、許容されそれに続く手続が行なわれる……」と、そして、この制定法により共同体の諸規則に「直接的効力が与えられ」「国会主権および二元論的見解のイギリス的教義から生じうる諸々の難点が克服できた」と註解[22]されている。また、国会制定法が共同体法の後法として後者に抵触する規定を制定することは不可能ではないが、二条一項の「執行可能な共同体の権利」（enforceable Community right）の観念により（二条四項（略）の解釈と総合して）、裁判所は事後の制定法を適用できない（その実効性を否認。無効にするわけではないが）という註解がある。もっとも、連合王国は共同体から脱退することはできるが、一九七五年の人民投票法は脱退の可否を国民に問うたところ、大多数が反対、今日まで共同体内に留っている。

判例は未だ数が少ないが、イギリス高等裁判所一九七三年一一月七日判決は、一九七二年ヨーロッパ共同体法律によれば共同体法はイギリスに直接適用されまたイギリス国法と抵触する場合それに優越すると判旨している。また、ロンドン控訴裁判所一九七四年五月二二日判決でデニング卿が、「国会は（共同体）条約が爾来われわれの法の部分をなすことを決定した」と書いてもいる。[23]

以上の概観によっても、共同体法の直接的国内効力や国内法に対する優位性について、構成諸国の裁判所の法理論構成や取扱いに多様性あることが看取された。とりわけその障害ないし制約となってきたのは、例えば、フランスの上述国務院一九六八年（Syndicat général des fabrications de Semoule 事件）判決にみられるようなフランス的伝統といえる「権力分立」観（裁判官の任務は、法律への従属とその適用であり、法律を審査し排除することではない。したがって、憲法五五条の国際法の国内法律に対する優位原則にもかかわらず、法律の違憲性審査も条約違反性の統制もなしえないという「裁判官の自制（オート・リミタシオン）」の態度[24]や、国際法と国内法との関係の「二元主義」観に影響されたイタリヤ憲法裁判所上述一九六四年（Costa c. E. N. E. I. 事件）判決にみられる（法律により条約に違背することがあったとしても、それは国際的次元において国家責任の問題を生ずるのみで、法律の国内的効力は妨げられることはないと解した。この判決後、同名の事件につき共同体裁判所は全く逆の結論を判旨したし、また、同

年六月三〇日上述判決も二元主義観念を離れ、共同体法の直接的効力を承認したが)。もっとも、伝統的憲法慣行において二元主義であるイギリスが、上述「ヨーロッパ共同体法律」により共同体法の一元的適用と優位について詳細に規定している例も注目されるところである。

そして、全体としては、次第に構成諸国裁判所が多様性——その相互に矛盾した亀裂が拡大すれば共同体秩序の崩壊に導くリスクを内包するが——のうちにも統一性——共同体法の直接適用と優位——に向いつつあるようにみえる。しかしさらに、共同体法が構成諸国の憲法が保障する基本的人権を侵害するような場合、国内裁判所はいずれを優位させるかという困難な問題を検討しなければならないことになろう。

(1) P. Pescatore, Rôle et chance du droit et des juges dans la construction de l' Europe, R. I. D. C., 1974, p. 9—10.

(2) ibid., p. 10—14.

(3) Van Gend & Loos, 1962年2月5日; Costa c. E. N. E. L., 1964年7月14日; Commission c. Conseil, A. E. T. R. 事件 1971年3月31日 判決等。cit., ibid. V. Boulouis et Chevallier, op. cit. 各判決関連部分参照。

(4) ibid., p. 12—14.

(5) 今村成和先生退職記念論文集所収拙稿参照。この両拙稿で、ヨーロッパ共同体の基本的問題を考察したいと思う。

(6) ベルギー、デンマーク、西ドイツ、フランス、アイルランド、イタリヤ、リュクセンブルグ、オランダ、英連邦の構成九ヶ国の各国裁判制度および憲法条項、原則、判例の概観については、Brinkhorst & Schermers, Judicial remedies in the European Communities, 1977, op. cit., p. 148—230 が便利。

(7) ペスカトールEC法前掲訳書、一一一—一一二頁。P. Pescatore, L'application directe des traités européens par la jurisprudence nationale, Revue trimestrielle de Droit européen, 1969, p. 697—723. 参照。

(8) Brinkhorst & Schermers, op. cit., p. 223—224.

(9) ibid., p. 173—175. それ以前は、一九二五年一一月二三日 Schieble c. Procureur Général de Bruxelles 事件破棄院判決が指導判決で、条約を適用する法律が条約に適合的か否かを判断するのは立法府であって裁判所ではない——したがって条約違反を裁判所が判断して法律の適用を拒否できない——と判旨していた。この判例が変更されたわけである。Pescatore, Rôle et chance du droit et des juges, op. cit., p. 17, note (21).

(10) D. Emrich, (Das Verhältnis des Rechts der europäi-

schen Gemeinschaften zum Recht der Bundesrepublik Deutschland, 1969)によれば、五説①伝統的「変容」理論、②「受容」理論、③「承認」理論、④「執行」(Vollzugs) 理論、⑤「併行化」理論、があると紹介されている。Pescatore, L'application directe., op. cit., p. 707—708 参照。

(11) Pescatore, op. cit., p. 710.

(12) Brinkhorst & Schermers, op. cit., p. 178—180. 阿部照哉、主権移譲の憲法的考察、法学論叢八一巻六号(一九六七年)一一二七頁が綿密・詳細な検討を掲下げている。

(13) R. Lecourt, L'Europe des juges, op. cit., p. 292—293.

(14) Pescatore, L'application directe., p. 711—714. 従来は破棄院(例えば一九五七年一〇月一二三日判決)も、法律の条約適合性の審査に消極的な伝統的態度をとっていたが、次第に「開かれた態度」をとるようになる。

(15) Cass crim., 22 oct. 1970; Colmar 15 nov. 1967; Colmar, 31 oct. 1968; Paris, 17 mars 1971; Paris, 7 juillet 1973, trib. prem. arr. Paris, & janvier 1971. cit. par Lecourt, op. cit., p. 295 note (32).

(16) Lecourt, ibid., p. 295. もっともConseil d'Etat, ler mars 1968, D. 1968, 285 cf. J. Pirotte-Gerouville, La primauté du droit international et la spécificité de l'ordre communautaire dans l'affaire J. Vabre, Rev. trim. Dr. européen, 1976, no. 2, p. 215—228.

(17) 妊娠中絶法の合憲性に関する判決中において。

(18) 破棄院における検事総長 A. Touffait の結論。Lecourt, ibid., p. 296—297.

(19) Cass. ch. mixte, 24 mai 1975, D., 1975, 495, Gaz. Pal., 1975. 2. 470, note; Actualité juridique, Dr. admin., 20 déc. 1975, 569. Brinkhorst & Schermers, op. cit., p. 197—204.

(20) Lecourt, op. cit., p. 293—295; Brinkhorst & Schermers, op. cit., p. 207—220.

(21) Brinkhorst & Schermers, op. cit., p. 226—227.

(22) Michell, Kuipers and Gall, Common Market Law Review, 1972, no. 9, p.141-144 cit., Brinkhorst & Schermers, op. cit., p. 229—230.

(23) cit., Lecourt. op. cit., p. 297.

(24) Pescatore, Rôle et chance., op.cit., p. 17—18.

(2) 共同体における基本的人権の保障

いったいヨーロッパ共同体条約は、経済的諸目標の達成のため組織、権限を明規し、その法規則と執行が構成諸国家のみならずそれら諸国民を直接的に拘束する基本法であるから、実質的意味

で共同体憲法といってよいが、諸国憲法が包括的人権保障規定を備えているのとは異り明示の人権宣言ないし保障体系をもっていない。ヨーロッパの軍事的および政治的共同体条約案には、基本的人権保障規定が明示的に設けられていたが、[1] 経済共同体は純然たる経済的・社会的領域の問題（生産、商業、金融取引、職業活動、労働者の移動、社会保障等）を規整するのであるから、政治的・軍事的領域において典型的に生起するような公権力対市民の人権が衝突するといった事態をあまり予想していなかったといえようか。

しかしながら、経済的・社会的領域においてであれ、共同体法が構成諸国憲法の保障する基本的人権と関係があり、また時として両者の間に矛盾・衝突する場合が――法理論的にも実際上も――起りうる可能性[2]を否定することはできない。また、国際的人権保障としての、国際連合憲章の人権保障規定、世界人権宣言、国際人権規約とりわけヨーロッパ人権協定による基本的人権の保障とどのような関係にあるか、これらの問題を検討しなければならない。

まず、共同体法と構成諸国憲法の保障する基本的人権との関連(a)、ついで、共同体機構がどのような人権を実際上保障しているか(b)、さいごに共同体法とヨーロッパ人権協定の人権保障相互間にどのような関連があるか(c)、の順[3]で考えてみよう。なお、これら共同体の人権保障の問題は、「人間人格の基本的権利の尊重」という各国憲法の「正当性の要素」を共同体裁判所が共同体次元の根本に据え、共同体が「民主的正当性」（légitimité démocratique）[4]をもちえているかという根本問題にもかかわるのである。

（a）共同体法と構成諸国憲法の保障する基本的人権との関連

共同体諸機関が、共同体条約にその活動の法的基盤を有し、形式上構成諸国の国内法に拘束されないのはいうまでもないが、しかし実質上共同体法が国内憲法上保障された人権を侵害する場合、国内裁判所はその適用を拒否しうるかの問題は残されている。もし共同体法が国内法上法律と同等あるいはそれ以上の効力を認められているとしても、憲法以下の効力しかないとすれば、国内裁判所の違憲審査の統制に服することは、法理上ありうるといわねばなるまい。憲法裁判所をもつ独・伊の重要な学説・判例状況がとりわけ問題となろう。

1　西ドイツにおける学説状況はどうか。

学説上一方においては、共同体法とドイツ国法の二元的考え

方を前提とし、共同体機構が市民の基本的人権の適切な保障制度をもっていないことを理由として、西ドイツ基本法の保障する基本権につき共同体法の違憲性の審査と統制を認め、違憲の場合には共同体法がドイツにおいては効力を失なうことを説いている。[5] また、よりラジカルな説として、共同体組織と西独憲法構造との「構造的符合性」（strukturelle Kongruenz）を要求し、結局、共同体法が国内的立法手続と同視しうるような手続によらずして成立する（共同体議会は諮問的権限をもつにすぎず、「（構成諸国）執行部協調会議」（理事会）が共同体立法権を把握し、議会のコントロールも十分でない）以上、国内法律が優位する効力をもつと説くものもある。[6]

これに対し、共同体的統合の特殊性を強調して、共同体法の優位を説く学説がある。例えば、H. P. Ipsen によれば、ローマ条約一八九条により宣示された共同体法の優位は、西ドイツ基本法二四条の「（ヨーロッパ）統合の横杆（てこ）」をなす条項によって、ドイツ連邦に共同体法の効力を展開することを許容するものであり、共同体構成諸国の主権的権限を共同体に移譲することにより、構成諸国はそれらの権限にその機能を果すためのあらゆる手段を与えており、このような衝突解決のルールによってのみ共同体が達成しようとしている目標の実現が保障されうるという。[7] また同旨意見を K. Zweigert が述べており、ヨーロッパ条約には「不文の法原則」が存在しており、それによれば、たとい基本的人権に対する侵害があるとしても憲法を含む国内法に共同体法規範が優位することを確保すべきだという。[8]

結局、以上相対立する学説状況は未だ解決されるに至っていないといえよう。**判例**の状況はどうであろう。フランクフルト行政裁判所一九七一年七月一四日判決理由が一つの典型的論議を展開している。それによれば、共同体法優位論に法原則上の根拠を認めえずとし、西独基本法において規定されている構造的原理にしたがった解釈を必要とし、基本法二四条のいう「統合への授権」は連邦立法部が国際的組織のために一定領域におけるその立法的独占権を放棄したのであって、共同体機関の立法は西独において特別な適用命令なしに直接適用されることになった。けれども、基本法二四条がその効果において憲法改正と同じことを認めたのではないから、共同体条約を承認したからといって、連邦立法部が基本法により保障された基本権を尊重することを放棄することはできない、と説いている。[9]

憲法裁判所の態度は、慎重であるが必らずしも明確ではない。一九六七年七月五日判決は実体的判断問題について判定することを慎重に廻避し手続上の問題で却下しているが、一九六七年一〇月一八日判決においては、共同体の理事会および委員会の規則の違憲性を争そう私企業の提訴に対し、それら共同体機関の規則は「条約により創設された特別かつ超国家的な公権力の行為であって構成諸国の公権力とは明白に区別されたものである」から、提訴は「ドイツの公権力」の行為に対して向けられたものではないという理由で、不受理を判決している。こ

の判決は「権限移譲の合憲性、共同体法の自立性とそのドイツにおける直接適用性を承認しているように思われる」が、明示の留保を付しており、「憲法裁判所に適法に提訴された事案」については、共同体法が基本法の基本権を保障する諸条項に適合するかを審査することがありうることを述べている。

したがって、憲法裁判所に、移送あるいは個人的提訴があった基本権の問題について、非ドイツ公権力としての共同体の行為ではなく、例えば、共同体関係条約の批准のためのドイツ議会の承認法に対し、さらに、共同体法——理事会・委員会の規則や指令（ディレクティーヴ）——の国内的執行にあたり、その目的達成上必要な国内的諸措置に対する憲法裁判所の統制——とくに基本権侵犯について——が行なわれる可能性は残されている。しかし、それが共同体法体制に対し「間接に」鼎の軽重を問うことになり、憲法裁判所がこれを如何に取扱うかは注目に値いするところといわねばならない。(10)

2 イタリアにおいてはどうであろう。

学説上はドイツにおける程の論議の積み重ねはなく、判例において若干の検討がみられる。イタリヤ憲法一一条に、西独基本法二四条と同様の超国家機構への主権移譲可能性の規定があるが、イタリヤで伝統的な二元主義的考え方によるものが多く、共同体条約は通常法律によって国内法に導入されると考えてきた。憲法裁判所一九七三年一二月一八日判決のなかで、条約の特定条項にそくして、その条約の承認の通常法律および執行のための通常法律の違憲性を宣言することが許容される旨承認したことが指摘されている。(11)

憲法裁判所は一九六五年一二月二七日判決以来、共同体法は主権的権制を移譲された超国家機関の法、すなわち非イタリヤ的法秩序に属するところの国内法から区別された自立的な法として、その違憲性による有効性（ヴァリディテ）を否定することは許されないが、しかし憲法上保障された基本的人権に関してはそれを侵害する共同体法を審査しイタリヤ国内法上効力（エフェ）を斥ける権利があるという留保をしている。(11) 一九七三年一二月一八日判決において、人権侵害の共同体の行為は実際上殆んど全くありえないが、しかし万一そのような事態が生起した場合理論上、共同体法体系の有効性を損うことはしないが、条約の批准法律の審査を通じて違憲の共同体法の国内的適用を拒否する場合がないとはいえないようである。(11)(12)

結局、西独・伊裁判所の判例上、夫々の国内において、憲法上保障されている基本的人権を侵害する共同体法が、直接あるいは間接に、その適用を拒否される可能性が残っており、そのことが、共同体法の優位性と実効性を危くし、その統一性が——各国毎に適用の仕方を異にすることとなり——損なわれるおそれなしとしない。(13)

皮肉なことにも、共同体法に対する「憲法の最後の抵抗線」(14)が

基本的人権の尊重に存すると指摘される所以である。

（b）　共同体の人権保障の体制

一般的人権宣言の明文規定を欠く共同体条約により樹立された共同体機構は、その機能の実際の過程において共同体裁判所判例により、徐々に基本的人権保障の諸原則を導入しつつある。

(イ)共同体裁判所の動向について。　当初から久しく「もっぱら防衛的」な態度をとり続けてきた共同体裁判所は、近年より積極的・建設的な態度をとるようになる。

一九六〇年七月一五日判決（Comptoirs de Vente du Charbon de la Ruhr 事件）において、共同体裁判所は、石炭鉄鋼共同体高等弁務官（オート・オートリテ）がルール石炭販売社に課した商業的規制が、西ドイツ基本法一四条の保障する私有財産権を侵害するものとして争った提訴社に対し、高等弁務官の決定の合法性を構成諸国の国内法の、たといそれが憲法であれ、その法規の尊重を確保するために審査することを拒否した。

すなわち、共同体法は国内法に基づいて無効とされえないという判旨であり、この共同体裁判所の論旨は共同体の構造[15]という立場から理解できるものであるが、少なくとも「不十分」との批判を免かれえない。なぜなら、提訴者に対し国内憲法レベルで保障されている基本的人権が共同体レベルでは同様の保護がないのに前者の保護を拒否することは「裁判の拒否（デニー・ド・ジュスティス）」にほかならない[16]ことになるからである。

この種「欠缺」を補充するため、共同体裁判所の一九六〇年右判決について既に、共同体「構成諸国に共通の法の一般原則」を導入して、共同体レベルでの人権保障をはかることが提承されていたが[17]、其後、上述構成諸国（憲法等）裁判所（および学説）の人権保障問題についての危惧にこたえる必要からも、「共同体裁判所の統制下の基本的人権保障の固有の共同体的体制を創設」する態度に転ずるようになった。

一九六九年一一月一二日判決（Stauder 事件）がその最初の例[18]である。同事案は、共同体委員会が構成諸国に対し社会扶助を受けている一定のカテゴリーの消費者に対しバターを廉価で提供することを承認したので、ドイツにおいてはその受益者名を指示した証明書の提示を要求することにした。この措置が提訴者シュタウダーにとっては、バター供給業者に彼が被社会扶助者であることを流布することになり「人間の尊厳の一定の原則」に反するとして、シュトゥツガルト行政裁判所に出訴したが、同裁判所が先行訴訟により共同体裁判所の判断を求めた。共同体裁判所は（総括弁護人 Roemer の強い要請により）、「当裁判所がその尊重を確保しているところの共同体法の一般原則のなかに含まれる人格の基本的権利を侵すような要素」が含まれていない（そのようなおそれがあれば統制を加えると解しうる―筆者）と判旨した。

一九七〇年一二月一七日の判決（Internationale Handelsgesellschaft 事件）は、明示的にこの新しい考え方を採用した。事案は、ドイツの企業が農業輸入担保金制にかんする共同体規則条項が西独基本法により保護されているところのとくに「比例原則」（一般的利益のため市民に課せられる義務は、その目的を達成するため厳格に必要なものでなければ負課されえない）を無視するものとして、フランクフルト行政裁判所に提起されたが、先行訴訟により共同体裁判所が判断した。裁判所は、共同体法条文をドイツ憲法に照してその合法性を審査することを拒否したことはもちろんであるが、判旨のなかで、「基本的権利の尊重は共同体裁判所がその尊重を確保する法の一般原則の不可欠の部分をなし」「これらの権利の擁護は、共同体構成諸国に共通の憲法的伝統に基づくものであって、共同体の構造および目的の枠内で確保さるべきである」と明記し、事案の担保金制度が「共同体法秩序において尊重が確保さるべき基本的性格をもつ権利を侵害するものか否かの審査」[19]をし、消極に解し、請求を拒けている。

これを要するに、共同体裁判所は、共同体レベルにおいてもその「法の一般原則」（構成諸国の共通の憲法的伝統に基づく）の不可欠の部分として基本的人権を保障することを自らの任務とするに至っているといえる。

(ロ)では、共同体**法の一般原則**を構成する基本的人権の**内容**が次の問題である。

まず、共同体条約自体が部分的ながら基本権規定を設けており、差別禁止原則（CEE条約七条）のような場合、共同体裁判所はその原則の帰結を具体的に発展させている。

一九七二年六月七日（Bertoni 事件）判決では男女労働者の賃金の平等原則について、一九六九年一〇月一五日（Ugliola 事件）判決においては、移住労働者について国籍に基づく差別に対して、制裁を加えた。[20]

より難かしいが、実り豊かなものとして重要であるのは、共同体法上明示の規定のない場合であり、共同体の「法の一般原則」の内容として解釈に組み込まれる基本権の保障である。「法の一般原則」の解釈のため参照に値するのは、国際慣習法上のそれ（例えば、私有財産権の尊重）、国際司法裁判所規則三八条の意味での「文明諸国により承認された一般原則」（例えば裁判の対審的性格）があるが、とりわけ、ヨーロッパ地域の共同体構成諸国の憲法条項および判例・慣行上保障されている基本的人権の「符合（コンゴルダンス）」ないし「収斂（コンヴェルジャンス）」[21]といった比較法的観察から帰結されるものであり、極めて興味を引く。

一九七六年（Walt Wilhelm 事件）判決および一九七二年（Boehringer事件）判決は、「一事不再議」（non bis in idem）原則を判旨した。

一九五六年一一月二九日（Fédération Charbonnière de Belgique 事件）判決、一九五八年六月一三日（Hauts Fourneaux de Chasse 事件）判決、一九七〇年一二月一七日判決（上述 Int. Handelsges. 事件）にみられる、「比例原則」（制裁ないし義務は違反行為に比例したものでなければならぬ）。

一九六六年一二月一五日（Mosthof 事件）判決等の「法的安全性」（securité juridique）の原則（不公正な遡及適用禁止、正当な信頼の保護、委員会の罰金負課の権利の無限定の延引等）。

一九六一年三月二二日（S. N. U. P. A. T. 事件）判決の「既得権の尊重」の原則。

その他個人の権利の擁護を十分考慮する仕方での、共同体の「権力簒奪（デトルヌマン・ド・ンヴワール）」や「契約外の責任」といった観念や手法により構成された原則が、採られていることが指摘されている。(22)

ところで、共同体構成諸国憲法上保障されている基本的人権を相互に比較対照し、それらの最低水準、平均、最高基準のいずれを共同体裁判所が採るべきかという問題が起る。この点、ペスカトールは、共同体裁判所が比較検討の結果としては、某構成国でエッセンシャルと考えられている保障を下まわる保護しか与えないならばどうして共同体裁判所がその権威を維持できようかという理由から、「高い水準に向う」（l' alignement vers le haut : upword direction 個人の権利を最も保護する方向の）解決をとるような効果をもたらすと述べていることが注目される。(23)

コーエン・ヨナタンが指摘しているように、このような展望に立つならば、共同体が拡大してゆくに伴い人権保障の共同体的体制は（難問の原因となるというより）むしろ「充実原因（スルス・ダンリンスマン）」となるだろうという――楽観的とはいえ建設的な――期待ももちえないことはなかろう。(24)(25a)(25b) とりわけ、大陸法国とコモン・ロー諸国（将来、両法系とスカンジナビア法系国）との間の相違が、それらの共同体加盟と共同体裁判所の判例によって「人権保障の高基準」の線でまとめられるようになれば、そこに新しいヨーロッパ統合法ないし「共通法」(26)に向う一つの端緒が据えられることになるかもしれない。そこに、憲法・比較法・国際法・超国家組織法の新しい綜合課題をみることもできないわけではなかろう。ただし現実は、より多くの難点を蔵しているというべきだろうが。

（c）ヨーロッパ人権協定と共同体法

ヨーロッパ人権協定（一九五〇年調印、一九五三年発効。人権

委員会一九五五年活動開始、人権裁判所一九五八年成立）は、国際的人権保障という観点から、西ヨーロッパ的地域に限定されているとはいえ、包括的な人権のカタローグを備え、世界における最も法的に整備され、二〇数年の実績をもつ（西欧社会の伝統と基盤に立ち、統合の過程の一要素として現実的な成果をもたらしている）国際機構である。国際連合憲章自体の人権保障条項（前文、一条三項等）、世界人権宣言（一九四八年）、国際人権規約（一九六六年発効、西独は加盟、フランス等未批准であって、その効果の測定は未だ困難）に比べ、ヨーロッパ人権協定が法的・裁判的保障効果において著るしく現実性をもつことはいうまでもあるまい。一九七四年フランスが人権協定を批准（留保付）したことによって、共同体全構成国が同人権機構に加盟したわけである。[27]

(イ)では、上述共同体の人権保障体系はヨーロッパ人権協定の保障体系と、どのような関係に立つであろうか。

ティトジャンによれば、共同体裁判所の判決（次掲）によりこの問題は解決済とみてよく、「ヨーロッパ人権協定は共同体法の部分となり、共同体機関はそれを端的に尊重することを義務づけられている」、という。

共同体裁判所一九七二年一二月一二日（International Fruit Cy 事件）判決[28]によれば、共同体委員会の規則とガット（関税貿易一般協定、共同体全構成国が加盟）一一条との抵触についての先行訴訟に対し、「ガットにより締約された諸義務により共同体が拘束される意思を表示した」もの（ローマ条約二三四条一項参照）とした。[29]

ティトジャンは、この判示は「一語一語」同様に、ヨーロッパ人権協定そのものが（法の一般原則の表現としてのみならず）その文字と精神において共同体機構を拘束する、と解している。

しかし、この説は、フランスが一九七四年人権協定を批准する以前の問題は別としても、共同体機構への加盟が直接に人権協定適用義務の受諾を意味する――共同体裁判所が人権問題について協定を直接そのまま適用すべきもの（人権協定のためにはストラスブールの人権裁判所がある）――と解することには飛躍があろう。協定と共同体とは、重複部分が大きいにしても、異った国々が異った時期に異った目標を達成するため加盟し異った対象を規制する側面が大きいことも否みえない。したがって共同体の達成すべき西欧経済的統合目標・規制との関連において、人権協定の保障の実質的内容を尊重しつつ適切かつ妥当な解決を導くべきで

あって、そこに「共同体法の一般原則」の部分として組み込む（実質的に直接適用と同じ場合があるであろうが）というクッション(30)を置くことが妥当である、とされているように思われる。

(ロ)そこで、ヨーロッパ人権協定の保障する諸人権が共同体の基本的人権保障体系にどのように具体的な影響を及ぼすかを、概観しよう。

1　人権協定は包括的・明示的・具体的人権保障条項をもっているのであるから、共同体の人権保障体制が部分的・黙示的・抽象的な「端緒」段階にとどまる以上、「出発点」ないし「手すり」（脱落を防ぐ枠組み）として有益であるほか、協定の保障する人権が（人権裁判所判例により具体的内容を充実せしめられ）共同体裁判所にとっても「解釈の指針」ないし「有益な参照基盤」を提供するであろう。

2　共同体の活動・権限に関連する協定上の人権として（関係のないものとしては、協定上の拷問や人身売買の禁止規定等がある）、私有財産権（付属議定書一条）、結社の自由（一一条）、差別禁止（一四条）、罰金や抑制行為に対する保障（七条）等があり、また協定の「伝統的人権」といわれる精神的・政治的諸人権についても（将来は、国際人権規約B規約についても）、その侵害が問題となれば、協定の条項および人権委員会とりわけ人権裁判所の解釈・適用例が、共同体裁判所の判断に実質上の拘束力ないし重要な影響を及ぼすであろう。

3　しかしながら、人権協定の保障する人権は、加盟諸国にとっての「最低限の基準」と屢々言われ、多くの領域において構成諸国の国内（憲）法上より手厚い保護が与えられている。したがって、共同体法の一般原則により、共同体内において協定の水準よりより手厚い保護が与えられる可能性があるといえよう。とりわけ、共同体裁判所の前述比較対照による「人権保障の高基準」に向う姿勢に立てば、その可能性は否定しえない。

4　社会権の領域において、共同体法は明らかにより高度の権利を保障しており、この点、共同体裁判所が積極的かつ大胆な判例を出していることが指摘されている。(31)

(1) P. Pescatore, Les droits de l'homme et l'intégration européenne, Cahiers de droit européen, 1968, P. 630 note (1).

(2) 例えば、EE条約四、七、一一九条には、国籍・経済・性による差別をしてはならない規定があるが、それらは経済的必要性に基づく「自由な移動確保」のための表現であり、人権関連規定は散見されるにすぎない。

しかし、共同体機関が規制や罰金を科し、生産のクォータを定め、製造・使用の優先度を決め、また許認可の規則を定め、それらは構成諸国内部の私企業に直接執行力をもつのだから、それらが財物の自由な使用や私有財産権を侵害する可能性がないとはいえない。その他、職業的自由、居住の自

由、職務の自由な供与 prestation des services等、人権にかかわる。

(3) G. Cohen-Jonathan, Les droits de l'homme dans les Communautés européennes, in Recueil d'études en hommage à Charles Eisenmann, Cujas, 1977, p.399—418. を主要な参照文献とし、他文献で補足する。

(4) P. Pescatore, Les exigences de la démocratie et la légitimité de la communauté européenne, Cahiers de droit européen, 1974, p. 512.

(5) Pescatore, Les droits de l'homme., p. 632—634. および note(8). H. Wagner, Wengler 文献が引用されている。

(6) H. Kraus, H. Kruse, Erler u. Thieme, Küchenhoff の文献が引用されている。Pescatore, ibid., p. 634 note(5). なお、ペスカトールによれば、一九六四年の公法学者大会の J. H. Kaiser, P. Badura 教授の報告によれば、共同体法と国法「符性」要請理論は放棄されたかにみえるという。Cohen-Jonathan, op. cit., p. 402—3. note (9)(10) によれば、西独基本法の保障する二種類の人権のうち、立法権による一定の制限を許容するものと立法権によっても侵害・制約することを認められぬ不可侵の人権があり（三、四条一、二、五項等）、後者について、たとい基本法二四条による主権的権限を移譲しうるとしても限界があり、国内憲法体制上ドイツ立法部がもっていない権限をヨーロッパ共同体に移譲することは法理上不可能と説く。Maunz-Dürig, Grundgesetz, Kommentar, 1971, art. 79. また、連邦憲法裁判所判事 Ritterspach, Des supranationale Recht und die nationale Verfassungsgerichte, in Mélanges G. Müller, 1970, p. 309—310 によれば、憲法裁判所により公権力による侵害に対し慎重かつ厳格に保護されている基本的人権が、直接的民主制による正当化ももたない共同体の「テクノクラチック」な権力によって完全に無視されることを許容しえないことを強調していることが紹介されている。なお、前掲阿部論文参照。

(7) これを Prinzip der Sicherung ihrer Funktionsfähigheit と呼ぶ。Ipsen, Europäisches Gemeinschaftsrecht, Tübingen, 1972, p. 273. cit. par Cohen-fonathan, op. cit., p. 401—402.

(8) K. Zweigert, Der Einfluss des europäischen Gemeinschaftsrechtes auf das Recht der Mitgliedstaaten, Zeitschrift für ausländisches u. internationales Privatrecht, 1964, p. 601. cit. ibid., p. 402 note (7).

(9) Cohen-Jonathan, op. cit., p. 403 の紹介。

(10) Cohen-Jonathan, op. cit., p. 404—405.

(11) Cohen-Jonathan, op. cit., p. 405—407 および note(20).

(12) デンマークについても、憲法的統制が問題となりうると思われるが、学説上、デンマークの裁判所は、立法部と同様、共同体規範が必要とするからという理由で憲法上保護されている基本的人権を排棄することはできないと指摘するも

のがある。人権保障が主権のいかなる移譲の対象ともなりえない不可還元的領域を構成していると説かれる。M. Sørensen, Compétences supranationales et pouvoirs constitutionnels en droit danois, Mélanges Ganshof van der Meersh, t.2, 1972, p. 481—492.cit., par Cohen-Jonathan, ibid.,p. 407. note (24)

(13) Pescatore,Les droits de l'homme., p. 636—639 の批判をみよ。

(14) Cohen-Jonathan, op. cit., p. 407, 418.

(15) cf. Pescatore, Les droits de l'homme., op. cit., p. 639—645.

(16) Cohen- Jonathan, op. cit., p. 408.

(17) Avocat génésal Lagrange の結論。ibid. p. 408. cf. p. Reuter, Le recours de la Cour de Justice des Communautés européennes à des principes généraux de droit, in Mélanges H. Rolin, Pedone, 1964, p. 263 et s.

(18) Pescatore, Human Rights in the European Communities, Common Market Law Review, 1972, p. 76—78. 従来の「純然たる防禦的」態度を変更した判例として位置づけている。

(19) Cohen-Jonathan, ibid., p. 409—410. J. Boulouis et R. M.Chevallier, Grands arrêts de la Cour de justice des Communautés européennes, Dallog. 1978, 2 éd., t,1, p. 100-103. ただし、本判決にフランクフルト行政裁判所は満足せず改めて憲法裁判所に移送、同裁判所は一九七四年五月二一九日に請求を受理するが棄却判決を下している。この判決については、大谷良雄、ヨーロッパ共同体法と西ドイツ連邦基本法との関係——西ドイツ連邦憲法裁判所一九七四年五月二一九日判決を中心に——小樽商科大学・商学討究二六巻一号（一九七五年）六九—七八頁。J. Darras et O. Pirotte, La Cour constitutionnelle fédérale allemande a-t-elle mis en danger la primauté du droit communautaire?, Rev. trim. Droit européen, 1976, no.3, p. 415—436.

(20) Cohen-Jonathan, ibid., p. 410, および note (32)—(34).

(21) ibid., p. 410. cf. Pescatore, Les droits de l'homme., p. 652—667. ペスカトールが、ドイツ、ベルギー、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ憲法の人権保障規定を併行比較検討している。

(22) Cohen-Jonathan, ibid., p. 411.; Lecourt, op. cit., p. 209—216.

(23) Pescatore, Human Rights in the European Communities, Common Market Law Review, 1972, p. 79.

(24) Cohen-Jonathan, p. 411—412.

(25 a) ただし、スペインやポルトガルの加盟により、そのような理想主義的解決に向うことが現実に可能か問題である。これら旧独裁制国との間には悲観的現実の方が多い。cf. Louis,

Droits de l'homme et élargissement des Communautés européennes, Rev. des Droits de l'Homme, 1972, p. 682—683.

(25 b) 大谷良雄、ECの新しい動向について、国際法外交雑誌七八巻五号、三〇—四五頁参照。

(26) cf. M. Cappelletti, ed., New perspectives for a common law of Europe, op. cit., 中とくに R. David, D. J. Evrigenis 論文参照。

(27) A. Pellet, La ratification française de la Convention européenne des droits de l'homme, R. D. P., 1974, no. 5, p. 1319—1379.; A. Cocatre-Zilgien, De quelques effets actuels et éventuels de la ratification de la Convention européenne des droits de l'homme sur la politique et le droit français, R. D. P., 1978, no. 3, p. 645—678.

(28) 大谷良雄、ヨーロッパ経済共同体における国際協定の効力、経済法二〇号三〇—三五頁をみよ。

(29) P.-H. Teitgen, 一九七三年一月グルノーブル会議での発言。Rev. des Droits de l'Homme, 1973, no. III—4, p. 666. Pescatore も、共同体全加盟国がヨーロッパ人権協定を批准すれば、共同体機関は協定を「法的義務」として尊重すべきことになると解している。cit. par Cohen-Jonathan, op.cit., p. 414.

(30) Cohen-Jonathan, op. cit., p. 414 同旨。

(31) 例えば、移住労働者の社会保障にかんする厖大な争訟につき、一九六九年一一月二二日（Caisse de Maladie des C. F. L. 事件）判決、一九六五年一二月九日判決等。しかし、いわゆる「共同体社会法」なるものも、共同体が、流通の自由と共同市場の正常な運営を確保するための多辺的協調をねらったものが大部分であり、構成諸国の社会法規制の主権的権限がそのまま残っていることを忘れるべきでなく、諸国の社会立法の調和と共同体委員会の勧告による協力の必要性が強調されている。以上の概観につき、Cohen-Jonathan, op. cit., p.415—417 参照。

四　結びに代えて——「ヨーロッパ統合」への役割と日本国憲法の国際協調・平和主義への示唆

前世紀とりわけ今世紀の戦争によって相互対立・抗争と殺傷・破壊・消耗を繰り返えし、とりわけ第二次大戦後には、ヨーロッパ全体また旧諸列強が世界の中で相対的な力を著しく低下した現実を直視せざるをえなくなった。とくに米ソ二超大国の間に立って、西欧諸国は——旧い共通の文化的遺産に基づき、古来からの連邦的構想[1]を実行に移し——新しい協調と結束の道を模索し建

設しようとした。すなわち西欧諸国相互間の分裂と戦争に代え、協調と平和的組織の道・「ヨーロッパ統合」の建設の方向を選ぼうとしたのである。政治的統合としては諮問的機関としての「ヨーロッパ審議会（セイユ・ド・ヨーロップ）」設置・活動にとどまったが、同審議会のもとにヨーロッパ人権協定機構が成立し国際的人権保障が裁判的にも機能し実績を重ねていることは極めて先進的な例（国際人権規約にも影響）といわねばならない。軍事的にはヨーロッパ防衛共同体が流産し、パリ協定（西欧同盟）・北大西洋条約機構をめぐる複雑な動き（とくにドゴール・フランスのNATO統合指揮権からの離脱）がある。とりわけ経済的領域において、ヨーロッパ共同体[2]は最も着実な成長・整備を進め、実績を積み重ね、構成諸国民の日常生活に滲透している。

「ヨーロッパ統合」という国際的地域組織への意義、またヨーロッパ経済共同体の諸制度のうちその政治・立法・執行制度（理事会、委員会、議会）の立ち入った検討については、別稿[3]にゆずり、小稿は、その裁判的・法律的制度の頂点に位置するヨーロッパ共同体裁判所について検討した。その考察結果を以下の三点に要約し、同裁判所の国際法的・憲法的側面を総合し、その特色と意義および示唆を記しておきたい。

1 共同体裁判所が経済共同体設置条約の所期の目標である「ヨーロッパの経済的統合」に向って、小稿が概観した（三(1)(b)）ように、共同体法の解釈と適用の諸判例を通じ「法の尊重を確保」して、積極的・建設的に法的軌道確保の役割を果してきたことは争いえないところである。

共同体裁判所は、その基本的性格において、国際的裁判所と国内的裁判所の「中間」に位置し、国際法と国内法機能の超国家的な法的統合点をなすといえよう。すなわち構成九ヶ国の国際的西欧地域・国内法の領域にまたがり、経済的協力という機能分野において、その目標を達成するための共同体法の統一性・優位性・直接的効力性を確保する——それによって構成諸国および国民を共同体法に従属せしめることにおいて、共同体の「超国家性」[2](supranationalité) の本質的要素の一つを示す——最高裁判所である。

しかし共同体裁判所は連邦最高裁判所とは違い、共同体機関の行為の合法性の裁判官ではあるが、構成諸国の行為の合法性の判事ではない。共同体裁判所は某構成国が法律・規則・決定により共同体法を侵害していることを確認（コンスタテ）しその侵害を終らせるよう断罪（ダネ）できるが、自から直接それら当該事件につき法律・規則・決定を取消すことはできない[4]のである。そこに、共同体裁判所と構成

諸国裁判所との階層制というより（共同体法と構成国国内法との規範的階層制はあるが）「協力」関係があるというべく、共同体裁判所の一貫した共同体法優位の判例に対し、構成諸国裁判所判例の順応、動揺、実質的抵抗といった多様性（各国の実定法とその背景の法文化・伝統の相違を反映）がみられたが、大勢は共同体法尊重に帰着しつつあるといってよかろう（三(1)(c)）。

そもそも共同体は「ヨーロッパ連邦の最初の具体的基礎」（les premières assises concrètes d'une Fédération européenne 一九五〇年五月九日シューマン宣言）の実現を目指した壮大な試みであり、共同体裁判所がその初志である「ヨーロッパ統合」の形成過程に、経済的機能の現実（人的・文化的・社会的・行政的・政治的交流を必然的に伴う）[5]において、構成諸国の法的・裁判的多様性を綜合（共同体裁判所の判例が、構成九ヶ国の比較法と綜合の豊かな内容を含んでいる）しつつ、創造的寄与をしてきたといえる。また、そのような共同体裁判所判例の「積極主義」は「ヨーロッパ統合」賛成の立場からは高く評価されているが、構成諸国の主権に固執する立場（別稿で検討）[3]からは、逆に「消極主義的」姿勢が要求され、「裁判官政治」だという批判が避けられないものとなろう。

2 先進自由民主主義国としての共同体構成九ヶ国の国民は、夫々の憲法において手厚く国民の基本的人権を保障せられ、またそれら諸国はすべて現在までにヨーロッパ人権協定機構に加盟するに至っている。共同体が新たな独自の国際的・国内的次元にまたがる公権力として構成諸国民を直接的に拘束する共同体法を制定・施行し、共同体裁判所がそれを解釈・適用する最高の権威である以上、共同体法およびその執行行為による諸国民の基本的人権の侵害の可能性がないではなく、またそのことを共同体裁判所が如何に救済保護するのかが問題とならざるをえない。この点において、共同体法の優位を争う構成諸国憲法および国内裁判所の「最後の抵抗線」（三(2)(a)）が憲法上の基本的人権の保障であるといわれ、共同体裁判所は、共同体条約上（明文の体系的人権保障条項はなく）部分的に明示された人権条項の適用・展開のほか、共同体の「法の一般原則」の法理を活用し、その規範内容に、構成諸国憲法が保障している基本的人権の精査・比較・対照により実質的に「収斂」するところを、共同体として保障すべき基本的人権のカタローグとして取り込む判例を産み出しつつある（三(2)(b)(イ)）。

そのように比較憲法的検討による共同体の「法の一般原則」の

具体的意味内容を定めるにあたり、諸憲法の保障する基本的人権中「高い水準に向って」（Ⅲ(2)(b)(ロ)）それを決めるべきだという有力な見解があることが注目される。またヨーロッパ人権協定の保障は、共同体における少なくとも「法の一般原則」の内容の確定にあたって「参照基盤」ないし「解釈の指針」の役割を果すであろうし、同協定の保障を「最低基準」として確保するとともに、共同体法の趣旨・目的・諸条項に照しより手厚い保護を与える場合（例えば社会権について）もある（Ⅲ(2)(c)）。

結局、共同体という主権国家を超えた新しい国際地域的公権力組織が、その正当性の根拠を共同体構成諸国民の基本的人権の保障（また民主的意思の制度的保障。別稿で検討）という根元にまで遡って問われたことに対する、共同体裁判所の解答であるといえよう。共同体の活動が国際経済的テクノクラットの権力行使機構に頽落しないために、その民主的統制と合法性の統制とともに、共同体裁判所が加盟諸国民の基本的人権の保障を自からの任務として監視・統制するようになったことの意義は大きい。

「共同体的統合と人格の感覚の両者が対をなして進んでいる。これこそ（共同体裁判所の）法的実行から明らかにされた教訓である」[6]（傍点、筆者）とR・ルクールは結論した。「ヨーロッパ統合」は、経済的機能と人権保障機能という[7]二つの基礎的部分において、「対」をなしつつ、具体的・着実・日常的に、「ヨーロッパ連邦」実現という長期的展望のもと、地道な歩みを進めつつあるといえるのである。

3 以上のようなヨーロッパ共同体および共同体裁判所の実例から、日本国憲法の国際協調・平和主義の原則と実行について何らかの示唆があるであろうか。西欧とわが国および周辺地域との間の歴史・伝統・文化・政治体制・経済・社会等、様々のまた巨大で深い相違があることを意識しつつも、それらを超えて、次のような示唆が考えられてよいと思う。

まず、地域的経済協力による国際協調・平和主義の機能的基礎づくりの重要性の示唆である。伝統的な政治あるいは軍事的ないし安全保障領域の協力の重要性も否みえないところであるが、国際的経済交流・協力がわが国の生存にとり、それらに勝るとも劣らぬ死活的領域であり、政治的体制や軍事的考慮と区別ないしそれらを超えて、その実現強化にもっと注意が向けられるべきだろう。また、経済的協力を国際地域的視野（日本と世界の媒介項として）において検討すべき示唆も与えられる（米ソの間に立って、東アジア、東南アジア、太平洋沿岸地域等）のであって、ヨ

ーロッパ共同体構成諸国とは違い、共通の文化的遺産と政治的同質性に欠けるところの多い雑多な地域であるとはいえ（むしろそれ故にこそ対立・相違をこえ）、公正・健全かつ平和的経済協力関係が緊密化されることが、人的・文化的交流・理解・協力をも[8]促進し、長期的に、わが国および周辺地域ひいては世界の安定と平和と法的組織化の基礎がためとなることが示唆されている。

ついで、国際的統合の公権力機構の樹立と基本的人権の憲法的・国際的保障は実質的に「対」をなして進み、後者が前者の正当性の根拠になるという関連の示唆である。共同体裁判所の判例の動向が、この西欧的自由主義民主体制を基盤とする国際組織の論理的帰結を実証したともいえよう。この論理によれば、将来の国際的ないし世界的統合組織が樹立される場合、その正当性の根拠として、民主的制度の保障と合法性の確保とともに、基本的人権の保障が根本的規範として要請されざるをえない（そうでなければ新たな圧制の体系となるおそれがある）ことを示唆していると思う。換言すれば、憲法的であれ国際的であれ基本的人権保障機能が進めば進むほど、国際的ないし世界的平和の法組織化の基礎が、かたまるわけである。わが国周辺地域においても（東西南北の対立の間にあって多大の困難があるが、文化的基礎に共通性のあるところもある）、ヨーロッパ人権協定あるいは汎アメリカ人権協定の例を参照しつつ、地域的特性に適しかつ普遍的な国際的人権保障機構が不可能とはいえないであろう（少なくともその具体的構想の試みすらないのは知的怠慢であろう）し、国際人権規約の批准が此の程新たな関心と課題を提起したと言い得、またわが国憲法下の基本的人権保障の実績の積み上げが、国際協調・平和主義の基礎工事の意味を持つことが示唆されていると思う。[8]

さいごに、ヨーロッパ共同体の先進的法・裁判制度と実績のモデルが、日本国憲法の国際協調・平和主義の具体的問題の解釈論上（超国家的国際組織への参加、国家主権の制限、国際法（条約）と国内法（憲法）、国際裁判と国内裁判、国際関係における基本的人権の尊重等について）、貴重な参照例となり示唆を与えることを想起しつつ（その個別的検討は別にゆずる）、ペンを擱くことにしよう。

（1） L. Cartou, Communautés européennes, Dalloz, 1975, p. 3—59; H. Coing, European common law : historical foundations, in Cappelletti, New perspectives, op. cit., p. 31—44.

（2） 大木雅夫、ヨーロッパ共同体における法の統一、立教法

学第四号（一九六二年）、四三―一一一頁は、「多様性における統一法」をライト・モチーフとし法文化論を含む力作であり、小稿の最良の参考文献である。

（3）上述三(1)註(6)をみよ。

（4）Teitgen,op. cit., p. 124, 429.

（5）G. Vedel 部長の観察、深瀬・中村、フランス公法最近文献覚え書き、北大法学論集三〇巻四号（一九七九年）、一六〇頁、参照。

（6）R. Lecourt, op. cit., p. 309

（7）cf. C. C. Morrisson, The European Human Rights Convention System as a functional enterprise, Rev. des Droits de l' Homme, 1979, no. 1—2, p. 69—79.

（8）筆者がかつて、「平和的安全保障手段の総合的展開」のうち、「平和的創造力の諸形態」中、この種、経済的・文化的交流・協力および国際紛争の裁判的解決・人権保障の重要性を指摘したことを、小稿の検討により一歩進めてみた。拙著、長沼裁判における憲法の軍縮平和主義、日本評論社、一九七五年、三六一―三六五頁。なお、人権と平和の統合的理論としての「平和的生存権」論（拙稿、平和憲法の新しい総合的省察、世界一九八〇年九月号および早大出版会「平和と人権」所収）も参照されてよい。

付記――A. H. Robertson Human rights and community law, Mélanges R. Pelloux. Hermès, 1980, p. 281-297. が最新・重要文献。

Une réflexion sur les aspects internationaux et constitutionnels de la Cour de Justice des Communautés Européennes

Tadakazu FUKASE*

I Introduction — "L'Europe des Juges"?
II Caractéristiques fondamentales de la Cour de Justice des Communautés Européennes
III Examens sur la jurisprudence de la Cour de Justice des Communautés Européennes ainsi que de tribunaux des pays-membres et sur la garantie des droits fondamentaux de l'homme
(1) Rapports réciproques entre la Cour de Justice des Communautés Européennes et les tribunaux des pays-membres à l'égard du droit communautaire
(a) Haut degré de "juridisation" de la Communauté Européenne
(b) Caractéristiques de la jurisprudence de la Cour de Justice des Communautés Européennes
(c) Eléments communs et divergents des jurisprudences de tribunaux des pays-membres
(2) Garantie des droits fondamentaux de l'homme dans la Communauté Européenne
(a) Rapports entre les droits fondamentaux de l'homme garantis par le droit communautaire et par les Constitutions de Pays-membres
(b) Système de la Communauté Européenne garantissant les droits de l'homme
(c) La Convention européenne des droits de l'homme et le droit communautaire

* Professeur à la Faculté de Droit de l'Université de Hokkaido

IV Conclusion—Rôle de la Cour tendant à "l'intégration européenne" et ses suggestions sur le principe international et pacifique de la Constitution japonaise